

土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行
目次		目次
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 土壤汚染状況調査（第三条―第五条）	第二章 土壤汚染状況調査（第三条・第四条）	
第三章 区域の指定等	第三章 指定区域の指定等（第五条・第六条）	
第一節 措置実施区域（第六条―第十条）		
第二節 形質変更届出区域（第十一条―第十三条）		
第三節 雜則（第十四条・第十五条）		
第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制	第四章 土壤汚染による健康被害の防止措置（第七条 ―第九条）	
第一節 汚染土壤の搬出時の措置（第十六条―第二十二条）		
第二節 污染土壤処理業（第二十二条―第二十八条）		
第五章 指定調査機関（第二十九条―第四十三条）	第五章 指定調査機関（第十条―第十九条）	
第六章 指定支援法人（第四十四条―第五十三条）	第六章 指定支援法人（第二十条―第二十八条）	
第七章 雜則（第五十四条―第六十四条）	第七章 雜則（第二十九条―第三十七条）	

第八章 罰則（第六十五条—第六十九条）

附則

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項、第四条第二項及び第五条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章 土壤汚染状況調査

第八章 罚則（第三十八条—第四十二条）

附則

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「土壤汚染状況調査」とは、次条第一項及び第四条の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

第二章 土壤汚染状況調査

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条（略）

4 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずる

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査）

第三条（略）

2・3（略）

るおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第四条 土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為  
都道府県知事は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によつて汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定

有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、前条第一項の環境大臣が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことと命ずることができる。

（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

**第五条** 都道府県知事は、第三条第一項本文及び前条第二項に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著し

（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

**第四条** 都道府県知事は、前条第一項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、同項の環境大臣が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及びその結果の報告（以下この項において「調査等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該調査等を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著し

く公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

### 第三章 区域の指定等

#### 第一節 措置実施区域

##### (措置実施区域の指定等)

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

く公益に反すると認められるときは、その者の負担において、当該調査を自ら行うことができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該調査等をすべき旨及びその期限までに当該調査等をしないときは、当該調査を自ら行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

### 第三章 指定区域の指定等

##### (指定区域の指定等)

第五条 都道府県知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認める場合には、当該土地の区域をその土地が特定有害物質によつて汚染されている区域として指定するものとする。

二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康

に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものと

して政令で定める基準に該当すること。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「措置実施区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該措置実施区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 (略)

2・3 (略)

4 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、第一項の指定に係る区域（以下「指定区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 (略)

(指定区域台帳)

第六条 都道府県知事は、指定区域の台帳（以下この条において「指定区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 指定区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことがで  
きない。

## 第四章 土壤汚染による健康被害の防止措置

### (汚染の除去等の措置)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置実施区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該措置実施区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

### (措置命令)

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、当該措置実施区域において講ずべき汚染の除去等

第七条 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する指定区域内の土地があると認めるときは、政令で定めたところにより、その被害を防止するため必要な限度において、当該土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、都道府県知事は、政令で定めるところにより、その被害を防止するため

の措置及びその理由その他環境省令で定める事項を示さなければならない。

必要な限度において、その行為をした者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた

者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置（以下「指示措置」という。）又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として環境省令で定めるもの（以下「指示措置等」という。）を講じなければならない。

4 都道府県知事は、前項に規定する者が指示措置等を

講じていないと認めるときは、環境省令で定めるところにより、その者に対し、当該指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定により指示をしよう

とする場合において、過失がなくて当該指示を受けるべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、指示措置を自ら講ずることができる。この場合において、相当の期限を定めて、指示措置等を講すべき旨及びその期限までに当該指示措置等を講じないときは、当該指示措置を自ら講ずる旨をあらかじめ、公告しなければならない。

3 第四条第二項の規定は、都道府県知事が前二項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合について準用する。この場合において、

同条第二項中「当該調査等」及び「当該調査」とあるのは、「当該汚染の除去等の措置」と読み替えるものとする。

6 | 前三項の規定によつて講ずべき指示措置等に関する技術的基準は、環境省令で定める。

4 | 第一項、第二項又は前項において読み替えて準用する第四条第二項の規定によつて講ずべき汚染の除去等の措置の実施に関する技術的基準は、環境省令で定める。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)

第八条 前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において指示措置等を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対する、当該指示措置等に要した費用について、指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

(汚染の除去等の措置に要した費用の請求)

第八条 前条第一項の命令を受けた土地の所有者等は、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該命令に係る汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該汚染の除去等の措置に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

2 前項に規定する請求権は、当該指示措置等を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該指示措置等を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

2 前項に規定する請求権は、当該汚染の除去等の措置を講じ、かつ、その行為をした者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。当該汚染の除去等の措置を講じた時から二十年を経過したときも、同様とする。

(措置実施区域内における土地の形質の変更の禁止)

第九条 措置実施区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為
- 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(適用除外)

第十条 第四条第一項の規定は、第七条第一項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が指示措置等として行う行為については、適用しない。

## 第二節 形質変更届出区域

(形質変更届出区域の指定等)

第十一條 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようと

するときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 | 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 | 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

4 | 形質変更届出区域の全部又は一部について、第六条第一項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更届出区域の全部又は一部について第一項の指定が解除されたものとする。この場合において、同条第二項の規定による指定の公示をしたときは、前項において準用する同条第二項の規定による解除の公示をしたものとみなす。

（形質変更届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第十二条 形質変更届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手

（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

第九条 指定区域内において土壤の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変

する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一  
(略)

二 形質変更届出区域が指定された際既に着手してい

た行為

三  
(略)

2 形質変更届出区域が指定された際当該形質変更届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 形質変更届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出を受けた場合におい

更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。

一 第七条第一項又は第二項の規定による命令に基づく汚染の除去等の措置として行う行為

二  
(略)

三 指定区域が指定された際既に着手していた行為

四  
(略)

2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合におい

て、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

#### (適用除外)

第十三条 第四条第一項の規定は、形質変更届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

### 第三節 雜則

#### (指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文、第四条第二項及び第五条第一項の規定の適用を受けない土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、

て、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2 |

前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

3 |

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。

4 |

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に關し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させるこ

とができる。

### (台帳)

- 第十五条 都道府県知事は、措置実施区域の台帳及び形質変更届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。  
○
- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。
- 3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

## 第四章 汚染土壤の搬出等に関する規制

### 第一節 污染土壤の搬出時の措置

#### (汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

- 第十六条 措置実施区域又は形質変更届出区域（以下「措置実施区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認

めたものを除く。以下「汚染土壤」という。)を当該措置実施区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けた当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出行を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- 一 当該汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
  - 二 当該汚染土壤の体積
  - 三 当該汚染土壤の運搬の方法
  - 四 当該汚染土壤を運搬する者及び当該汚染土壤を処理する者の氏名又は名称
  - 五 当該汚染土壤を処理する施設の所在地
  - 六 当該汚染土壤の搬出の着手予定期
  - 七 その他環境省令で定める事項
- 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者は、当該汚染土壌を搬出した日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その届出を受けた日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 運搬の方法が次条の環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該汚染土壌の運搬の方法を変更すること。

二 第十八条第一項の規定に違反して当該汚染土壌の処理を第二十二条第一項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。

（運搬に関する基準）

第十七条 措置実施区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基

準に従い、当該汚染土壤を運搬しなければならない。  
ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(汚染土壤の処理の委託)

第十八条 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合

二 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合

三 汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2| 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壤処理業者であつて当該汚染土壤を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 第十七条の規定に違反して当該汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行つた者

二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかつた場合 当該汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行つた者を除く。）

(管理票)

第二十条 汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託による汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬

を受託した者（当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を当該措置実施区域等外へ搬出した者について準用する。

3 汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付

しなければならない。

4| 汚染土壤の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。

5| 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

6| 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第三項又は第四項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壤の運搬又は処理の状況を把握し、その

結果を都道府県知事に届け出なければならない。  
7| 運搬受託者は、第三項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

8| 处理受託者は、第四項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

第二十一条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第三項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2| 何人も、汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、前条第四項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

3| 運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第三項又は第四項の送付をしてはならない。

## 第二節 汚染土壤処理業

### (汚染土壤処理業)

- 第二十二条 汚染土壤の処理（当該措置実施区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壤の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壤処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壤処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 汚染土壤処理施設の設置の場所
- 三 汚染土壤処理施設の種類、構造及び処理能力
- 四 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- 五 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、同項の

許可をしてはならない。

一 汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく处分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過しない者  
ロ 第二十五条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その事業を行う役員のうちに又はロのいずれかに該当する者があるもの

4 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。

7 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。

8 汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところによ

り、当該許可に係る汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設において行つた汚染土壌の処理に関する環境省令で定める事項を記録し、これを当該汚染土壌処理施設（当該汚染土壌処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該汚染土壌処理業者の最寄りの事務所）に備え置き、当該汚染土壌の処理に關し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

9 汚染土壌処理業者は、その設置する当該許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌又は当該処理に伴つて生じた污水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（変更の許可等）

第二十三条 汚染土壌処理業者は、当該許可に係る前条

第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、

この限りでない。

2| 前条第三項の規定は、前項の許可について準用する  
。|

3| 汚染土壤処理業者は、第一項ただし書の環境省令で  
定める軽微な変更をしたとき、又は前条第二項第一号  
に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があ  
つたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞な  
く、その旨を都道府県知事に届け出なければならない  
。|

4| 汚染土壤処理業者は、その汚染土壤の処理の事業の  
全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休  
止した当該汚染土壤の処理の事業を再開しようとする  
ときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ  
、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
|

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、汚染土壤処理業者により  
第二十二条第六項の環境省令で定める汚染土壤の処理  
に関する基準に適合しない汚染土壤の処理が行われた  
と認めるときは、当該汚染土壤処理業者に対し、相当  
の期限を定めて、当該汚染土壤の処理の方法の変更そ  
の他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる

（許可の取消し等）

第二十五条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十二条第三項第二号イ又はハのいずれかに該当するに至つたとき。

二 汚染土壌処理施設又はその者の能力が第二十二条第三項第一号の環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。

四 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けたとき。

（名義貸しの禁止）

第二十六条 汚染土壌処理業者は、自己の名義をもつて他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならぬい。

(許可の取消し等の場合の措置義務)

第二十七条 汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は第二十五条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、環境省令で定めるところにより、当該廃止した事業の用に供した汚染土壌処理施設又は当該取り消された許可に係る汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該汚染土壌処理施設を汚染土壌の処理の事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(環境省令への委任)

第二十八条 この節に定めるもののほか、汚染土壌の処理の事業に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(指定の申請)

**第二十九条** 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下この章において「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

**第三十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 (略)

(指定の基準)

**第三十一条** 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行す

(指定の申請等)

**第十条** 第三条第一項の指定は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査を行おうとする者の申請により行う。

2 | 環境大臣は、第三条第一項の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(欠格条項)

**第十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条第一項の指定を受けることができない。

- 一 (略)
- 二 第十九条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 (略)

(指定の基準)

**第十二条** 環境大臣は、第三条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 土壌汚染状況調査の業務を適確かつ円滑に遂行す

するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

(指定の更新)

第三十二条 第三条第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(技術管理者の設置)

第三十三条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う土地における当該土壤汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合する

るに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壤汚染状況調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、土壤汚染状況調査が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

もの（次条において「技術管理者」という。）を選任しなければならない。

（技術管理者の職務）

第三十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

（変更の届出）

第三十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の十四日前までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

（事業所の変更の届出）

第十三条 第三条第一項の指定を受けた者（以下「指定調査機関」という。）は、土壤汚染状況調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（土壤汚染状況調査等の義務）

第三十六条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き

（土壤汚染状況調査の義務）

第十四条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き

除き、遅滞なく、土壤汚染状況調査等を行わなければならぬ。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項及び

第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壤汚染状況調査等を行わなければならない。

3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

#### (業務規程)

第三十七条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 (略)

#### (帳簿の備付け等)

第三十八条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壤汚染状況調査等の業務に関する事項で環

、遅滞なく、土壤汚染状況調査を行わなければならぬ。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項の環

境省令で定める方法により土壤汚染状況調査を行わなければならない。

3 環境大臣は、前二項に規定する場合において、指定調査機関がその土壤汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その土壤汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

#### (業務規程)

第十五条 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、土壤汚染状況調査の業務の開始前に、環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

2 (略)

境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(適合命令)

**第三十九条** 環境大臣は、指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

**第四十条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。

(指定の失効)

**第四十一条** 指定調査機関が土壤汚染状況調査等の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

(適合命令)

**第十六条** 環境大臣は、指定調査機関が第十二条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(業務の廃止の届出)

**第十七条** 指定調査機関は、土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならぬ。  
2 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の失効)

**第十八条** 指定調査機関が土壤汚染状況調査の業務を廃止したときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し)

第四十二条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条の規定に違反したとき。

三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

(公示)

第四十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第三条第一項の指定をしたとき。

二 第三十二条第一項の規定により第三条第一項の指定が効力を失つたとき、又は前条の規定により同項の指定を取り消したとき。

三 第三十五条（同条の環境省令で定める事項の変更

(指定の取消し)

第十九条 環境大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十三条第一項又は第十五条第一項の規定に違反したとき。

三 第十四条第三項又は第十六条の規定による命令に違反したとき。

四 (略)

2

環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

に係るものを除く。) 又は第四十条の規定による届出を受けたとき。

## 第六章 指定支援法人

### (指定)

#### 第四十四条 (略)

2| 前項の指定を受けた者（以下「指定支援法人」といいう。）は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

### (業務)

#### 第四十五条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 措置実施区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、

### (指定)

#### 第二十条 (略)

2| 環境大臣は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定支援法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。  
3| 指定支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

### (業務)

#### 4| 環境大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

### (業務)

#### 第二十一条 指定支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定区域内の土地において汚染の除去等の措置を講ずる者に対して助成を行う地方公共団体に対し、

し、政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 次に掲げる事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

イ 土壤汚染状況調査

ロ 措置実施区域等内の土地における汚染の除去等の措置

ハ 形質変更届出区域内における土地の形質の変更

三 前号イからハまでに掲げる事項の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に關し、知識を普及し、及び国民の及び国民の理解を増進すること。

四 (略)

第四十六条～第四十九条 (略)

(秘密保持義務)

第五十条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第四十五条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務（同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

政令で定めるところにより、助成金を交付すること。

二 土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更（次号において「土壤汚染状況調査等」という。）について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三 土壤汚染状況調査等の適正かつ円滑な実施を推進するため、土壤の特定有害物質による汚染が人の健康に及ぼす影響に關し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 (略)

第二十二条～第二十五条 (略)

(秘密保持義務)

第二十六条 指定支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二十一条第一号若しくは第二号に掲げる業務又は同条第四号に掲げる業務（同条第一号又は第二号に掲げる業務に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十一条 (略)

(指定の取消し)

第五十二条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 不正の手段により第四十四条第一項の指定を受けたとき。

第二十七条 (略)

(指定の取消し)

第二十八条 環境大臣は、指定支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の指定を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

(公示)

第五十三条 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十四条第一項の指定をしたとき。
- 二 第四十四条第二項の規定による届出を受けたとき。

2 環境大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

- 三 前条の規定により第四十四条第一項の指定を取り消したとき。

(報告及び検査)

**第五十四条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは措置実施区域等内の土地の所有者等又は措置実施区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者に対し、当該土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項については報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

3 | 2  
(略)

**第二十九条** 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壤汚染状況調査に係る土地若しくは指定区域内の土地の所有者等又は指定区域内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができるもの。

2  
(略)

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壤を当該措置実施区域等外へ搬出した者又は汚染土壤の運搬を行つた者に対し、汚染土壤の運搬若しくは処理の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壤の積卸しを行う場所その他の場所若しくは汚染土壤の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下

この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4| 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であつた者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であつた者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5| (略)

6| 第一項又は前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7| 第一項又は第三項から第五項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第

3| (略)

4| 第一項又は前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5| 第一項又は第三項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第三十条 都道府県知事は、法令の規定により公共の用に供する施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として政令で定めるものについて、第三条第

第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項又は第十二条第四項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該施設の管理を行う者に協議しなければならない。

### 第五十六条（略）

#### （環境大臣の指示）

第五十七条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第六十四条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関し必要な指示をすることができる。

- 一 第三条第一項ただし書の確認に関する事務
- 二 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第十九条、第二十四条、第二十五条及び第二十七条第二項の命令に関する事務
- 三 第三条第五項の確認の取消しに関する事務
- 四 第五条第二項の調査に関する事務
- 五 第六条第一項の指定に関する事務

### 第三十一条（略）

#### （環境大臣の指示）

第三十二条 環境大臣は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十七条の政令で定める市（特別区を含む。）の長に対し、次に掲げる事務に関する必要な指示をすることができる。

- 一 第三条第一項の確認に関する事務
- 二 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一項及び第二項並びに第九条第四項の命令に関する事務
- 三 第四条第二項の調査に関する事務
- 四 第五条第一項の指定に関する事務

六 第六条第二項の公示に関する事務

七 第六条第四項の指定の解除に関する事務

八 第七条第一項の指示に関する事務

九 第七条第五項の指示措置に関する事務

十 (略)

(国の援助)

第五十八条 国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壤汚染状況調査又は措置実施区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第五十九条・第六十条 (略)

(都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の

土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況

五 第五条第二項の公示に関する事務

六 第五条第四項の指定の解除に関する事務

七 第七条第三項において読み替えて準用する第四条第二項の汚染の除去等の措置に関する事務

八 (略)

(国の援助)

第三十三条 国は、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため、土壤汚染状況調査又は指定区域内の土地における汚染の除去等の措置の実施につき必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第三十四条・第三十五条 (略)

(都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供)

第六十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の

土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況

に  
関  
する  
情  
報  
を  
収  
集  
し、  
整  
理  
し、  
保  
存  
し、  
及  
び  
適  
切  
に  
提  
供  
す  
る  
よ  
う  
努  
め  
る  
も  
の  
と  
す  
る。

第六十二条 (略)

第六十三条 (略)

第六十四条 (略)

## 第八章 罰則

第六十五条 次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下  
の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第三条第三項、第四条第二項、第五条第一項、第七  
条第四項、第十二条第四項、第十六条第四項、第  
十九条、第二十四条、第二十五条又は第二十七条第  
二項の規定による命令に違反した者

二 第九条の規定に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して、汚染土壌の  
処理を業として行つた者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、汚染土壌の  
処理の事業を行つた者

第三十六条 (略)

第三十六条の二 (略)

第三十七条 (略)

## 第八章 罰則

第三十八条 第三条第三項、第四条第一項、第七条第一  
項若しくは第二項又は第九条第四項の規定による命令

に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰  
金に処する。

五 不正の手段により第二十二条第一項の許可（同条

第四項の許可の更新を含む。）又は第二十三条第一項の変更の許可を受けた者

六 第二十六条の規定に違反して、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第四項、第四条第一項、第十二条第一項、

第十六条第一項若しくは第二項又は第二十三条第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十七条の規定に違反して、汚染土壌を運搬した者

三 第十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十二条第七項の規定に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託した者

四 第二十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

五 第二十条第三項前段又は第四項の規定に違反して

第三十九条 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

六 第二十条第三項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

七 第二十条第五項、第七項又は第八項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

八 第二十一条第一項又は第二項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第二十一条第三項の規定に違反して、送付をした者

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第八項の規定に違反して、記録せず、

若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

二 第五十条の規定に違反した者

三 第五十四条第一項若しくは第三項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は忌避した者

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の規定に違反した者

二 第二十九条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は忌避した者

**第六十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条（前条第二号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第六十九条** 第十二条第二項若しくは第三項、第十六条第三項、第二十条第六項又は第四十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

**第四十一条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条（前条第一号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第四十二条** 第九条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。